

●香川県告示第54号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年2月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成23年1月1日	医療法人社団リンクエージ はら皮フ科	丸亀市川西町南1541番地
平成23年1月1日	淡河医院	坂出市寿町3丁目3番15号
平成23年1月9日	あやの歯科医院	木田郡三木町池戸2186番地1